

日本統計学会委員会規程

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

- 第1条 一般社団法人 日本統計学会（以下「本会」という。）は、事業を分掌させるため以下の委員会を設置する。
- 2 常時設置する委員会（以下「常設委員会」という。）を付表1のとおり定める。
 - 3 新たな常設委員会の設置は、理事会の議を経るものとする。
 - 4 他に必要が生じた場合には、理事会の議を経て臨時委員会を設置する。

(目的)

- 第2条 委員会は、本会のおのおの定められた会務の執行にあたり、併せて統一した意見の決定により理事会の諮問にこたえ、又意見を具申する機関とする。

(構成員)

- 第3条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2 委員会には、委員長を会員の中より1名置く。
 - 3 委員会には、委員を会員の中より数名置く。

(委員の任期)

- 第4条 常設委員会の委員の任期は、原則として2年とする。
- 2 常設委員会の委員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その任務を行うものとする。
 - 3 臨時委員会の委員の任期は、その都度定める。

(委員会の構成)

- 第5条 委員長は、付表1のとおり定める。
- 2 委員会には、委員長の他必要に応じて副委員長を置く。
 - 3 副委員長は、委員中より委員長が委嘱する。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員の増員を理事会に要請することができる。
 - 5 委員長は、委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。但し会長に報告する必要がある。

(小委員会の設置)

- 第6条 委員会は必要に応じて、小委員会を設置することができる。

(委員会の招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。ただし、互選により委員長を決める場合は、委嘱後最初の委員会の招集は会長が行う。

(委員会の運用)

第8条 委員長は理事会の承認を得て当該委員会の運用上の細則を定めることができる。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成25年6月15日より施行する。
3. 本改定版は平成26年3月7日より施行する。
4. 本改定版は平成28年3月4日より施行する。

付表1 常時設置する委員会

会名		会務の内容および委員長
1	学会活動特別委員会	学会活動特別委員会運用規則に基づく会務。委員長は委員の互選により決定。
2	学会組織特別委員会	学会組織特別委員会運用規則に基づく会務。委員長は委員の互選により決定。
3	統計教育委員会	統計教育委員会運用規則に基づく会務。委員長は委員の互選により決定。
4	欧文誌編集委員会	欧文誌の編集発行及び論文発表の審査に関する会務。委員長は理事の1名になる。
5	和文誌編集委員会	和文誌の編集発行及び論文発表の審査に関する会務。委員長は理事の1名になる。
6	大会委員会	大会等の開催および運営に関する会務。委員長は理事の1名になる。
7	企画・行事委員会	春季集会を主とした各種の行事に関する会務。委員長は理事の1名になる。
8	庶務委員会	会員の入退会に関する件、規程類の整備、運営を円滑化するための会務。委員長は理事の1名になる。
9	広報委員会	会報、ホームページの企画および運営に関する会務。委員長は理事の1名になる。
10	表彰委員会	各賞にふさわしい会員の推薦を受け、選考し各賞候補者の決定に関する会務。委員長は会長になる。

11	ISI東京大会記念 基金運営委員会	「ISI東京大会記念基金」によるISI東京大会等記念事業の実施に関する会務。委員長は委員の互選により決定。
12	国際関係委員会	国際的活動に関する会務。委員長は理事の1名となる。
13	渉外委員会	渉外的な案件に関する会務。委員長は理事の1名となる。